

1. 開会

2. 挨拶

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、お忙しい中、第1回の霞ヶ浦における田村・沖宿戸崎地区の自然再生協議会に参加いただきまして、まことにありがとうございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

霞ヶ浦はかつて多様な自然環境が連続して見られ、特に今回対象になっている地区につきましては、連続した植生帯が広がる多様性のある湖岸環境を持った地区でした。しかしながら、現状では、湖岸の自然環境は大きく損なわれている状況にあります。一方、来年には、今回の対象地区の北側の、土浦市と霞ヶ浦町の境に、霞ヶ浦の環境について総合的に科学するセンターが開所する予定でございます。センターは、市民の方々の交流、環境教育の場などの拠点となり得るものであります。これらのことから、茨城県、水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所と私ども国土交通省の霞ヶ浦河川事務所が、この地区につきまして、かつての自然環境を再生するとともに、茨城県で設置するセンターの活動とも連携した環境学習の場等の活用を図るということを目的とし、本日、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設置することとして準備を進めてまいりました。今日の協議会を始めるに当たり、これまでに専門家の先生方、行政関係等が参加して、2回の準備会を開催しまして、協議会の進め方や構成員の募集方法等について話し合いを行ってまいりました。

自然再生推進協議会は自然再生推進法の中で多様な人が参加し、みんなで意見を出し合っ、適切な役割分担のもとに進めていくこととされております。したがって、構成員の皆様には、法の趣旨を理解していただき、積極的に意見を出し合うと同時に、みんなで協力して進めていくということが非常に大切です。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

本日の議題につきましては、第1回目ということで、設置要綱や協議会の今後の進め方などを中心に話し合いを進めていただき、協議会の大枠の話し合いをしていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

3. 自然再生推進法、自然再生基本方針について

「地域の和 科学の目 自然の力 自然再生推進法のあらまし」の説明

4. 専門家委員、行政委員の紹介

資料-1 (仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会名簿

5. 議事

(1) (仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会設置要綱(案)について

資料-2 (仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会 設置要綱(案)の説明

【浜田文男委員】

私は2回の準備会を傍聴しておりまして、議論が出なかった点について申し上げます。
まず、この名称ですけれども、「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎」とありますが、これは不適切じゃないでしょうか。これでは、田村と沖宿戸崎という、田村の池と環境センターの前という、この2点をやるというふうな解釈もされますし、それでは、対象エリアと違っております。また、沖宿戸崎という地区はありません。土浦市沖宿と霞ヶ浦町戸崎、これは別です。したがって、この「・」は取るべき、もしくは、つけるならば沖宿と戸崎の間にもつける。これ、2つつけなければおかしいです。言葉としても、また実態からいってもおかしいです。これは訂正してください。

【今泉委員】

田村と沖宿が土浦市で、戸崎が霞ヶ浦町です。だから、こちらに「・」は入れた方がいいと思います。

【浜田文男委員】

「・」を入れるならば、沖宿と戸崎の間に入れて、2つにする。これならばおかしくないはずです。

●事務局

それでは、「・」を入れる方でいかがでしょうか。

〔拍手により了承〕

【飯島委員】

釧路湿原の自然再生事業では、幾つかの分科会ができていますが、そういった分科会で、委員の皆さんがそれぞれ分科会の中でいろいろ計画の策定等に積極的に参加されていると聞いていますが、今回の協議会の中ではそういう分科会の設置はあるのでしょうか。

●事務局

第 12 条及び 13 条の記載事項で、内容が専門的になった場合、専門委員会を設置するとなっております。内容によっては、その専門委員会で議論となると考えられます。

また、人数が非常に多いということもありますので、実際の協議会の会議の進め方については、ある程度グループ化するような形で必要に応じてやっていきたいというふうに考えています。

【山根委員】

2 ページの協議会の所掌事務という第 5 条についてお伺いします。これは、最初にご説明のあった自然再生法のあらましのパンフレットの 6 ページ、自然再生協議会における事務というのが一番下に書いてありますけれども、その項目に対応しているのかなと思いますが、その中の 3 つは上に出ています、4 番目のモニタリングの結果の評価と、それを事業に適切に反映するための方法についての協議等というのは省いてありますが、ここは入れる必要はないのかということが一点です。

それからもう一つ、これに関連しまして、協議ということは、決めるということも含めての協議、(1)は全体構想を作成するですから、協議会の中で作成するわけですね。それで、実施計画の案について協議するというのは、計画がそこで決まってくるということも幅広く含めた内容でしょうか。

●事務局

1 つ目のモニタリングの結果の評価や、適切に反映する方法についての協議については第 5 条の(3)「維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと」がそれに当たると考えています。この事業の実施の後、あるいは実施中における調査結果に応じて改良を含む自然再生事業の実施を適切に行う方法等を、この協議会で連絡調整を行っていきます。

2 つ目について、法律では協議会は自然再生の全体構想を策定し、実施者が全体構想に基づいて実施計画案をつくるとなっております。この案を協議会で議論していただき、議論の結果を反映し、案を修正しながら実施計画を作成していくこととなります。

【堀越委員】

第 3 条について、地図の通り今回、いわゆる堤防から水の中だけを対象とするのですか。というのは、土地所有者という言葉が出ていますが、堤防より湖岸域とすると、完全に国土交通省の直轄地だけになります。景観問題など、いろんな自然再生を考えた場合、堤防は沖出し堤しか考えられず、引堤などは考えられないということでしょうか。今回

の協議会について基本的な考えを伺いたい。

●事務局

対象区域について、当面の間はこの中を対象にしたいと考えております。霞ヶ浦環境センターというものが平成 17 年に開所になることにも配慮し、当面は湖岸域の点線で囲っている区域に限定したいと思っています。

但し、当然、構想の中で、もっと景観的にこの背後に関するご意見というものも当然あると思います。それは構想の中で何らかの書き方の工夫もあると思います。構想に従って実施計画をつくっていきますが、その実施計画を一気にすべて実施していくというのは非常に難しいと考えますので、当面の実施計画と、また、必要に応じてその次にステップを踏んでやっていくことを考えています。

【堀越委員】

せっかく県の方、土浦市の方が来ているので、土地問題となったら、我々、民間ではできないのです。やはり行政にお願いするしかない。また、国交省でもできないと思います。それで、霞ヶ浦環境センターと絡みというようなことであると、どうしても堤防の内側の土地問題とかも出てくる。応募したときにも、堤防の内側まで少し考えてみたいというような希望を書かせてもらったので、質問させていただきました。

今、課長から言われたように、すべてステップ・バイ・ステップで行くのであれば、必ずその後があるように期待しております。

【飯島委員】

対象地域の中に水面が含まれていますが、その水面の状態(水位管理)もこの計画の中に含まれるのでしょうか。

●事務局

水位管理は、この地区だけでできる話ではありませんので、大もとの水位管理までは入らないものと考えています。

【飯島委員】

どういう水位管理を前提にされていますか。

●事務局

霞ヶ浦開発事業の運用に基づく水位管理の方針がありますので、それを前提に考えています。

【浜田文男委員】

先ほど、堀越さんの質問の件ですが、水域の方に個人的な地主もおり、全部が国有地ではありません。

4 ページ、第 6 章、運営事務局についてであります。第 15 条、16 条は、場所と所掌事務しか記載されておられません。この構成、内容については、何ら規定されていない。事務局といいますが、河川環境管理財団の方がおられるのではないかと思います。この位置づけはどのようになっているのでしょうか。河川環境管理財団はどこにも出てこない。表立って出てこない方が働くというのはよろしくない。これは、第 15 条、第 16 条の運営にもかかわることですので、ご説明をいただきたい。

●事務局

工事にしましても、いろんなコンサルタント業務にましても、建設省直営ですべてのことができません。そういう中の一部として委託契約を河川環境管理財団と結んでいるということで、あくまでも、この場に河川環境管理財団という名前を出すかどうかというのはありますが、霞ヶ浦河川事務所の一部をお手伝いしていただいているということでもあります。

●事務局

それでは、この辺で設置要綱、ご了解いただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔拍手により了承〕

●事務局

それでは、設置要綱(案)、を名称は、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱ということで、「仮称」を取っていただきたいと思います。それから「案」も取っていただきます。以後は、この設置要綱に基づきまして進行させていただきたいと思います。

(2) 会長、副会長の選出

●事務局

続きまして、第 11 条の規定によりまして、当協議会の会長と副会長の選出を行いたいと存じます。

事務局からの提案といたしましては、本協議会の設立準備会より専門家としてご参加いただいております前田先生と平井先生に、それぞれ会長及び副会長をお願いしたいと考えております。両先生とも、霞ヶ浦について深い見識をお持ちであり、ご専門の水質や地形に関する科学的な見識はもとより、さまざまな活動に中心的な立場として参加してお

られる経験から、お願いすることが適当であると考えております。いかがでしょうか。

〔拍手により了承〕

●事務局

ありがとうございます。それでは、会長を前田先生に、副会長を平井先生にお願いしたいと思います。両先生、よろしくお願い申し上げます。

【前田会長】

大変難しい、また不慣れな上に問題が錯綜するややこしい問題も含んでおりまして、大変だと思いますが、皆様のご協力を得まして、何とかまい絵が描け、事業に移れるよう、皆さんとともに力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【平井委員】

所属は専修大学ですがけれども、専門は自然地理学の中で湖沼の地形学をやってきました。いろんな全国の湖を見て、自然地形、その人為的なインパクトなどについてやってきましたけれども、専門性としては、そういう地形環境みたいなことを軸に専門的な立場から協力していきたいと思っております。

もう一点だけいわせていただきたいのですがけれども、この自然再生法に基づく協議会は、今、全国で立ち上がっています。その最大の目玉は、科学的なことではなくて、住民の方がたくさん出てきて、いろんな意見をぶつけ合う。そういうのはこの環境に関する新しい動きだと思います。私は自然地理が専門ですがけれども、地理屋というのは、地元のいろんなところを歩いて、住民から直接声を聞いて回るのが商売ですがけれども、そういう皆さん方とこういう事業の提案、全体構想のまとめという中で取りまとめのお手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、これ以後の議事は、設置要綱の第 12 条の規定により、会長の前田先生に進めていただくことといたします。前田先生、よろしくお願いいたします。

(3) 途中参加委員の承認

【前田会長】

一般公募の委員の募集に際して、茨城県以外からお二方の応募がありました。募集要綱では、茨城県在住等地元の方としておりますが、設立準備会としては、これを受け入れ共にやっていくという形をとるのがよろしいのではないかと考えました。

つきましては、設置要綱の第7条の途中参加委員に従い、追加委員として二名の方、荒尾さん、藤野さんにご参加いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔拍手により了承〕

【前田会長】

荒尾さん、藤野さんをあらためて委員ということにさせていただきます。

皆さんの合意が得られれば、途中参加は可能としますが、会場の都合とか、運営上、非常に大勢になりますと困難になります。委員の人数は運営が可能な範囲ということで一応止めるしかないということです。従って、何名上限ということは決めず、概ね80名を超えたら運営不可能かなと思いますので、途中参加については皆さんのお申し出と、あるいは事務局の措置等をお願いしたいと考えますが、それでもよろしいでしょうか。

【飯島委員】

これは法律上の問題はないのですか。

●事務局

法の精神としては、当然、公平な参加の機会が確保されないといけないとなっております。ただ、実施の可能な範囲である程度の目安として置いておいて、後はケース・バイ・ケースで実施することは問題ないと考えます。

【前田会長】

今、申し上げたのは、当面のことです。将来、この事業が根つき、広がっていった場合には、やり方を考えなければならない。一堂に会してということではなくて、代表で決めながら、ある組織を作っていくことも将来的には考えなければならないかもしれません。当面、皆さんがお集まりいただける範囲内で、お話ができる範囲内でやるように考えたいということです。これは、参加したい方を拒むということではないということで、一見矛盾していますが、とりあえずよろしいでしょうか。

【石川委員】

今の人数の問題ですけれども、通常の協議会とか委員会は人数が大体明記されているのですけれども、明記するということは、この自然再生法では好ましくないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

●事務局

法律の趣旨で、なるべく多くの方の参加、多様な参加をしなければならないというふうに

なっています。

【石川委員】

はい、わかりました。

【前田会長】

そういう大変厄介なことでありますが、お互いに未経験のこともありますので、だんだん作っていくという方向で進め、しかし、趣旨は、今、事務局が申しましたような精神というか、気持ちで、実務的には運営していくということをご理解いただきたい。よろしくお願いいたします。

時間が非常に押してきているので、議事次第で(4)自己紹介となっていますが、先に(5)協議会の進め方・今後のスケジュール、(6)事業地の概要の説明を先に行います。

(4) 協議会の進め方・今後のスケジュール

資料-3 協議会の進め方・今後のスケジュールの 1、2 ページ説明

【前田会長】

2 ページ目の今後の進め方について、「第 2 回協議会以降以下に示すような」と書いてあるところを、以降は、以下に示すような進め方も含めて会議を進行することを提案します、というふうに読みかえて下さい。毎回グループ会議をするということではないことを理解していただきたい。

【沼澤委員】

この数グループというのは、グループごとに別のテーマで討議するのか、それとも一つのテーマについて複数のグループが討議するのですか。

【前田会長】

テーマは、ある課題について多面的に物を考えるためには、みんなで一週に十分時間をかけて行くべきですが、時間の都合上できないので、グループごとにそこで話したことを、また全体に上げるということで進めていきます。ですから基本的には各グループが同じ課題について考えます。場合によっては、課題を別々に設定して、分担して進めることもあり得ます。

●事務局

会長がおっしゃるとおりです。基本的に、第 2 回目については、1 つか 2 つのテーマをグループごとで意見を出し合ってもらって、なるべく多くの意見を出しやすい環境をグループ

の中でつくっていただいて、それを全体会議に届けるという形を想定して書きます。

【沼澤委員】

了解しました。

【前田会長】

このように決めたから全部、こうやるという形では私が議長ならばありません。そのときそのときの状況が変われば、状況に応じて最も効率的な形、実行的な形で変えていくということを前提にします。

●事務局

資料-3 協議会の進め方・今後のスケジュールの3ページ説明

【前田会長】

これは、次回の準備として前もって考えておくために事務局としての提案です。

次回は、自然再生に対するイメージを、委員方々がどのようなイメージを持つかという、そのスペクトルを把握するということが目的だと考えてよろしいですか。

●事務局

どういう方向で皆さんがお考えになっているかということ、みんなで人の意見を聞いてみるのも重要だと思いますので、そういうことをご提案させていただいております。

【飯島委員】

当面はこの人数であれば、私はイメージの共有化というのは、実際に提案される方の意見や話しぶりも含めて、この全体で共有し合っていた方がいいと思いますので、グループ分けは今回はあえてしないで、次回については、ぜひ全員でやっていただきたいと思います。

【平井委員】

皆さんが応募いただいたときの内容について、事前に幾つか読ませていただいておりますが、恐らくたっぷり時間があれば、この場で各委員の方が思いのたけを言っていただけるのですけれども、それでは何時間あっても足りないので、事務局がおよそ要約をしていただいたものを私どもは見せていただいております。

次回の協議会で皆さんがイメージとか内容を具体的に出す参考になろうかと思うので、私なりの解釈というか、全体を見た感想を若干お話ししておきたいと思います。

一つは、全体構想の中で自然再生となっているけれども、治水のこともしっかりやって

ほしいというものです。この間の台風でも随分いろんなことが出ているので、これは避けて通れない問題だなと思いました。

それから、もちろん、既に先行してアサザ等をやられている植生の復元というのも大きな柱で、アサザだけではなくて、ヨシやマコモ、その他沈水植物なんかについても、という意見はたくさん出ています。

それから、植生だけではなくて、自然の再生というのは、砂浜であるとか、護岸の植生のないところを、人々が例えば水泳や、釣りといった利用の仕方もあるので、植生に偏らないで、そういう砂浜に代表されるような地形の復元というのもぜひやってほしいというのが、出ています。

それからもう一つ、やはり複数出ているのは、湖の中にたまっているヘドロ、底泥ですね。今、それを浚渫していますけれども、現状あるヘドロと浚渫、それからその処理について、何人かの方がいろんな意見を出されているようです。

それから、粗朶をどうするのかというような問題ですね。細かいことはいろいろありますけれども、今、お話ししたような治水の問題、植生の問題、地形の問題、それから底泥の問題、粗朶沈床、消波の問題、幾つかまとまっていけそうですね。ですから、皆さん、今、若干のキーワードだと思って聞いていただければと思います。

それから、多くの方に共通しているのは、そういう植物や砂浜や底泥の処理という物理的なものではなくて、そこに住んでいる、住民の人がどうそこにかかわれるかということに、皆さん、すごく期待をしていると思うのです。今までもいろんな工事、復元工事を行われていますが、何となくお役所と専門家とNGOの方で行われていて、本当にその地先に住んでいる人が、どれだけその維持管理に参加しているかというところが、やっぱり今回、皆さん、期待されている一つの柱だと思うのです。その辺も含めて、各委員の方がイメージづくり、あるいは自然再生の具体的な内容を次回の協議会では披露していただければ、少しでも進むのではないかと思います。

【西廣委員】

次回の議題に関しては、今後、全体的なことにかかわることですし、また、今、この議題を見る限り、これでグループに分けると、かなり具体的な問題を扱うグループから、抽象的な理念の話になってしまうようなグループとの差が出てしまうと、後で突き合わせてもおかしなことになると思います。単に意見のスペクトル、レンジを見るだけでしたら、アンケートでもいいわけですし、やはりこういう全体構想の根幹にかかわるところは、全員が顔を合わせている場で意見を出す方が適切なテーマだと思います。

それ以降についても、次回のテーマはこういうことだからグループ形式でやってみましょうとか、その議題に応じて形式も、次回のことをこの場で決めていけばいいと思ったの

ですが。という意味で、次回私は全体で議論する形式の方がふさわしいかと思っております。

【前田会長】

事務局、物理的に大丈夫でしょうか。

●事務局

物理的には大丈夫です。あとは時間です。

【堀越委員】

平井先生がメモ的にもっていたものを氏名なしにして、参加している人はどんなつもりで参加しているのかを前もって渡しておけば、長い時間かけて、それを改めて読むとかやらないでも、ある程度のコンセンサスは得られるではないでしょうか。

【前田会長】

議長としては、さらにうまくまとめたものを、次回までに何らかの資料を各委員にお配りいただきたいと存じますが、事務局、可能でしょうか。

●事務局

了解いたしました。第2回までに配付したいと思います。

【前田会長】

具体的に誰とすぐわかるような話にはしない方がいいですね。そのところはお願いします。

【沼澤委員】

私は、飯島委員さん、西廣さんの考えには反対です。最初に全体会議をやって、声の大きい人、話し方がうまい人、立て板に水のように話す人、こういう人の論調が全体をリードしてしまう。非常にこういう恐れがあるわけです。私は、やはりKJ法のように、徹底的に一人一人の考えが抽出されるような丁寧なやり方をしていた方がよろしい。それが民主主義的な、自由主義的な社会の根幹だと私は思います。時間がかかってもいいんですよ。何も拙速で結論を出す必要は全然ないのです、こういう問題は。ですから、次回は、やっぱりグループ討議を前提として、個々の人が意見を出せるようにしていただきたいと私は思います。これは、皆さんの考えを伺いたいと思います。

【前田会長】

いきなり具体的な話をグループでやるというのは、先ほど、西廣さんがいわれたように、細かい話に入り込み過ぎるかなという気もします。まずは理念の問題を考えていきますので、全体で話すのがよいのではと考えますが。

【石川委員】

私はたっぷり時間があれば、全体会議がよろしいかと思えますけれど、この全体会議のときに、飯島委員のように、多くの方の意見を聞きたいということになれば、1人3分とか4分とかといったら、とんでもない時間になってしまいます。ですから、小グループに分けた方が、少人数の場合には時間は余り持たなくても、それぞれ個々の意見をいえると思えます。

小グループに分けて、多くの方の意見を聞くということに私は賛成です。

【前田会長】

2時間に限定せざるを得ないのですか。

●事務局

会場の都合もありますが、半日とか、そういうこと可能だと思います。

【前田会長】

次回については、初めに15分ぐらい、説明などがあるでしょうから、もし、3時間取っていただければ、1時間弱ぐらいをグループにして、後ろの1時間強をお互い全体で、いろいろ述べ合うスケジュールにしてはどうかと思いますが、可能でしょうか。

●事務局

時間的には可能です。

【前田会長】

初めてなので、どちらも間違っていないと思いますが、折衷みたいな話で申しわけないのですが、顔をしっかり見るということも含めて、グループも入れ、全体会議も行うこととしたいと思えます。

【平井委員】

基本的にはグループ会議は、話しやすい環境をつくるためということが趣旨ですから、事務局で設定されているテーマ1、2というふうに分けるのではなくて、テーマ1、2を含めた全体のイメージや内容を、グループで討議し、それをまた全体で持ち寄って顔の見えるところで会話をしましょう、とご理解いただければと思えます。

【和田委員】

次回のテーマは決まっているので、きょうの事前の資料みたいに、それぞれの委員の人が事前にメールかファクスで送って、それを当日の会議の前に返送して、テーマについてそれぞれの人のイメージ資料を集約し、当日の会議の資料にした方がよろしいかと思えます。

ただ、事務局の事務量がふえてしまうので、可能でしょうか。

【前田会長】

結構なご提案だと思いますが、物理的に可能ならば、例えば、400字未満とかという形で決めていただいて、A3か何かで整理し、次回に出していただくのがよいでしょう。望ましいのは、事前に届けていただくのがもっと望ましいのですが、そういうことは可能でしょうか。

●事務局

その方法がよいということであれば、そうしたいと思います。ただし、皆さん、期限を守って、その紙に書いていただく必要がありますので、ご協力お願いしたいと思います。

【荒尾委員】

もしよろしければ、フリーソフトで、このメンバー間だけのミーリングを立ち上げてもいいと思います。そのプライベートな委員の中だけでどんどん事前的に話し合いを進めていくということではいかがでしょうか。

【前田会長】

個人的に委員同士がメールなどで議論をしていくのは、どんどんやっていただきたいと思いますし、さらに協議会を大きくしていくときの具体的な案はまた後日、例えばメールネットとかそういうことも含めまして検討させていただきたいと思います。

今回は、テーマ1を中心にして膨らませたものとし、事前にそれについてのメモのようなものを事務局に届け、可能な限り時間をとって、みんなで話し合う時間をつくっていくといった形で次回は進めるということによいでしょうか。

【山根委員】

平成11年でしたか、霞ヶ浦環境センター関連の湖岸等整備計画検討委員会というのが県の主催でございました。前田先生が座長をなさっていたと思いますが、このときに、いろいろ提案ということで報告書がまとまっていますが、今回、県の霞ヶ浦対策課もお見えになっておりますけれども、ここでまとめられたことは前提として考えなくていいのでしょうか。

【前田会長】

今の議題とすこし外れますので、この問題は次に、また後で事務局から回答をお願いします。

●事務局

資料-3 協議会の進め方・今後のスケジュールの3ページ説明

【西廣委員】

このスケジュール、事業が早過ぎるように思います。事業実施計画の協議が平成17年

度になっていますけれども、今年度で大枠の全体構想みたいなことがある程度形ができたとして、それに向けて、事前の調査的なこととかも行わなければいけないと思います。最初に推進法の説明で、実施計画というのが、事前に科学的なデータを収集して詳細な現地調査を実施した上でつくと謳っていますが、生き物相手の調査ですと、春から冬まで通してみないと一通りの調査も終わらない。それを平成17年度にやったとして、その年のうちに、平成17年度中にもう計画までつくるというのは難しいと考えます。平成17年度にしっかりデータを蓄積して、策定するのは少なくとも平成18年度中ぐらい、もう1年必要なんじゃないかと思ったんですけれども。

【前田会長】

事務局案では、これまでのデータの蓄積があるので、これをもとに追加調査をして、これがつくれるというふうにお考えなのだろうと思います。

(5) 事業地の概要

資料-4 田村・沖宿・戸崎地区の現況と変遷の説明

【前田会長】

このほかに、植生の変遷とか、底質とか、あるいは魚の産卵とか、そういうようなデータというものもあるわけですか。

●事務局

これは過去からの変遷を簡単にまとめた資料ですが、ワカサギの産卵とか、植生の変移といったものもデータとしてとってあります。基礎的なデータというものは、ある程度あると考えています。先ほどの事業の実施が早過ぎるというご意見ですが、事業の実施の中には、調査というものも当然含まれていると認識しています。実施に当たっての詳細な調査、事前調査が必要ということであれば、行うことも考えています。

【前田会長】

要するに、この事業の実施というのは、大規模な工事を一気に行うのではなく、できるところからやることもあるというイメージですね。

●事務局

そうイメージをしています。

【西廣委員】

わかりました。私が一番危惧していたのは、事業をするための予算を確保されるのだと

思うのですけれども、早くに大きな予算を確保されて、その事前の研究が不十分なままに行われてしまうというのが一番怖いことだな、避けなければいけないことだと思ったので、意見をしました。

私はこれにプラスほかの調査があることもある程度は知っていますが、また具体的な絵が出てきたら、少し場所に特化した調査とか細かい調査や目的を絞った調査が必要になってくるとおもいます。そのため平成 18 年度以降、目的を絞った調査、絵がある程度出てきたところで必要になってきた調査とか、フィージビリティスタディーというような、実現可能性を検討する小規模な実験的なことをするとか、そういうことは平成 18 年度から始めると理解します。

ただ、実施計画に基づいた全体的な事業を始めるのは、もっと時間を置いてから、平成 19 年度以降ということでしたら、ぎりぎり可能でしょう。平成 18 年度はそういうフィージビリティスタディーとか目的を絞った調査をしながら、さらに実施計画を洗練させる年だとすれば、一応できるかなとは思いますが。

【前田会長】

平成 18 年度当初で、いきなり重機が動き出して、行くという話ではないのです。そういうことがあり得るかもしれないけれども、さまざまな計画に基づく事業の実施というのは、今、西廣さんがいわれたように、ある部分を何か土地改変をしようと思ったら、その影響が部分的にどうなるかということも含めた調査をすることも含めた実施である、こう理解してよろしいわけですね。

●事務局

そのように考えております。

【前田会長】

計画の協議が終わったら、協議会には協議することがなくなるのですか。

●事務局

平成 18 年度以降についても、実施に係る調整とか、維持管理に関するものも引き続き行っていくというふうに考えています。

【前田会長】

それから、先ほど山根委員から霞ヶ浦環境センター構想に絡んだ質問もありましたので、霞ヶ浦環境センターと自然再生事業に関わる話について、茨城県から説明いただきたいと思います。

【霞ヶ浦対策課長】

「清らかな水のために」に基づき、霞ヶ浦環境センター(仮称)の説明

また、先ほどご質問のありました湖岸等整備計画につきましては、平成12年9月に、委員の方にお願ひしまして、霞ヶ浦環境センターの前浜の整備などにつきまして、構想を策定致しました。この構想の前浜の整備については、自然再生事業と方向性が一致するものと思ひますけれども、この協議会の検討の過程におきまして、この構想もご紹介しながら、協議の材料としていただきたいと思ひております。

【山根委員】

構想について、前提としてもう決まったものということではなくて、参考にしながら、この協議会の中では協議を進めていいというふうに考えてよろしいのですね。私はその会議に参加しておりましたので、報告書も持っておりますけれども、基本方針であるとか、ゾーニング分けとか、かなり具体的な図もかかれておりますので、それでお聞きしたわけです。

【霞ヶ浦対策課長】

この構想では自然を再生するという方向で前浜の整備を考えておりましたが、これはあくまでも委員12名のお考えに基づいてご提言いただいたものです。この協議会の中でいろいろな議論が出てくるのだらうと思ひますので、そうしたご意見を尊重していきたいと考えております。

【前田会長】

いずれ、参考資料の一つとしてご提示いただくことは可能ですか。

【霞ヶ浦対策課長】

可能です。

【高村委員】

県の方がたくさん来ていただいて、また、国土交通省さんと一緒にやっていくということで、霞ヶ浦の新しい環境のための第一歩だというふうに考えて、非常に喜ばしいと喜んでおります。

しかし、ここに農水関係の行政機関の方が入っていないのですが、霞ヶ浦の環境というのは、岸辺の環境にしましても農業の問題が非常にあります。霞ヶ浦は一つの自然資源ですけれども、縦割り行政で考えるわけではなくて、ぜひ、農水の関係の方にも一緒に協議会として討議していただきたいというふうにご要請いたしたいと思ひます。

【前田会長】

今のお話は、県の農林水産部ではなくて、農林水産省ということですね。

●事務局

茨城県からは企画部や生活環境部、農林水産部、あるいは土木部など、各担当の課に出てきていただいています。農林水産省は参加していませんが、所管の行政は出ていますので、農林水産省からの直接の出席はなくても特段問題はないと事務局としては考えています。

【前田会長】

とりあえずこれで行って、どうしても農林水産省の参加が必要だということになれば、途中参加委員でお願いするというように処置したいと思います。

(6) 自己紹介

【飯島委員】

私ども、1995年から霞ヶ浦再生事業というのを行ってきました。こういった経験を生かしながら、この事業に参加したいと思います。よろしくお願いします。

【今泉委員】

私どもは、昨年からは環境部会というものを立ち上げて、前浜をつくって、植物性のものを植えている。ヨシとかマコモとかを植えるような形で進んでいるわけですが、そういう中で皆様にご意見がございましたら、お聞きしたいと思ひまして参りました。

【瀬古沢委員】

同じく、砂浜を一応つくっていただいて、マコモ、ヨシ、やっぱりそんなものをどんどんふやしていただかないと、霞ヶ浦はこれからはもう消滅しますので、ひとつその点をよろしく急いでいただきたいと思います。

【浜田文男委員】

私ども地元は、霞ヶ浦環境センターができた上に、さらに自然再生推進の第1号ということで対象になりまして、正直いって、私自身はたじろいでおりますが、これから悩みというか、苦しみながら進めていくほかないのではないかなと思っております。よろしくどうぞ。

【山口委員】

霞ヶ浦の護岸のヨシとかマコモ、こういうものがどんどん減っておりまして、浄化が非常に難しくなっているような状況でございます。それに、また現に大分砂を採っておりますので、水辺の砂がどんどん沖に引かれてしまう。幾らヨシとかそういうものを植えてみましても、あの砂をどうにかしていかないと非常に浄化が難しくなると思いますので、その点について後でお聞きしたいと思います。

【堀越委員】

私、多分、全部出ることができないと思いますけれども、そのとき、代理で副理事長とかが出ますけれども、私と意見が違ふことは絶対あり得ない。これは、ちゃんと会としての一つのポリシーを持って出てきますから、そこだけご安心ください。みんな、違った意見を言って、かき回すようなことはやりませんから。よろしくお願いします。

【酒井規勝委員】

私どもの目的は、水質保全、土壌保全、空気保全活動を行い、地域と社会に寄与すること、同時に慎重に事を図り、広く公益に貢献することを目的と見えています。主な事業は、自然界に存在する微生物、バクテリアを利用して、水質浄化をしております。この自然再生協議会の機会は、こちらにとりまして意味があり、少しでもお役に立ちたいと思ひまして参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【横山委員】

この中では半ば遊びという形で霞ヶ浦に携わっているわけですが、長いこと、霞ヶ浦のゴミを拾ったり、いろいろやっているんですが、私たちは、岸からというよりも、水の上から岸の方を見詰めるという、皆さんとはちょっと違う形の霞ヶ浦の見詰め方ができるものと思っておりますので、いろいろな意見を出させていただければと楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

【有吉委員】

私の提案はこの対象区域から外れて、事業の中にも入らないかと思いますが、背後地の水田について、水田の持つ浄化機能を発揮させるために、そういう方向で整備していく。もちろん、このためには、地権者の方々の合意が必要であることは絶対条件なんです。それによって霞ヶ浦の水質浄化を一步でも進められればということで応募した次第で

ございます。

【石川委員】

淡水の魚の中で、私はタナゴが大好きなんです。タナゴは、ご承知のとおり、二枚貝に産卵する。その二枚貝のグロキジウムはハゼのエラに産卵、ついている。それがある程度成長してから落ちたところがどういう環境なのか。簡単にいえば、砂地ならば成長するし、そうでなければ死んでしまう。そしてまた、砂地があれば貝もたくさん出る。その貝に安心してタナゴが産卵できるというようなことで、タナゴさえあれば何とかなるだろう。

ということは、皆さんがおっしゃっていた砂を入れてほしいということです。砂を入れれば、砂そのものが自然環境の水質の浄化になります。それから、二枚貝そのものも水質を浄化します。それから、砂地はワカサギ、シラウオの産卵の場所です。そういったことで、ここと思うところに、これでもか、これでもかということで砂を入れていただければ、タナゴがふえ、ほかの魚もふえるということを期待して参加いたしました。

【伊藤委員】

ふだん、仕事は、いろんな市町村の計画づくりやまちづくりをやっております。そういう中で今回の取り組みというのは、人と霞ヶ浦の関係をさらに緊密につくるとか、それから、地域と霞ヶ浦の関係をさらに強くするとか、そういった視点でかかわってみたいなと思っています。特に私、霞ヶ浦周辺をいろいろ歩く機会が多くて、景観というのが非常に好きで、今回、水辺の景観づくりという視点で、それが人と霞ヶ浦の関係をつくっていくような、そういう視点で参加させていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

【植田委員】

やりたいことは、護岸堤防だとか、離岸堤とか、そういうところにヨシとかアサザだとかをちゃんと直接植えて、昔の自然そのものを戻すこと。あれこれ難しいことをいわずに、ダイレクトにそういう目標に向けて、試験堤を踏まえながら進めるようにやってもらいたい。工事にいきなり進むようなことをやられたら、また二の舞になりますので、よろしくお願いいたします。

【貝塚委員】

泳げる霞ヶ浦を目指しております一人、土浦から参りました貝塚と申します。昔は、遠浅な砂浜がたくさんありまして、非常に水泳の好適地が幾つもありました。例えば桃浦、歩

崎、浮島、天王崎、このようなところは小さいとき、非常に遠浅できれいで澄んでおりました。このような砂浜をよみがえらせるために、また、魚道の設置をするように、潤いのある水空間の保全と多自然型河川づくりに取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【菊地委員】

ふだんは、都内に通っているサラリーマンで、休日には、霞ヶ浦市民協会の身近な川プロジェクトというところで、霞ヶ浦町の加茂というところでドングリ山を育てて、また、新川のクリーン作戦というところに参加しています。また、かすみがうらネットという東北芸術工科大の前川先生のネットで市民活動をビデオで配信しています。この自然再生協議会についてもいろいろな情報を発信していきたいと思っています。よろしくお願いします。

【古仁所委員】

土浦第一漁業に所属しております。私は沖宿に生まれて50年、霞ヶ浦の形態、魚類も非常に昔のものとは違い、それを戻すというのは非常に難しいこととは思いますが、皆さんの意見も聞いて、できるだけ昔の状態に戻してやりたいと思います。よろしくお願いします。

【清水委員】

土浦市に住んでおります清水と申します。対象地区の護岸工事は拝見させていただきました。なかなか立派な工事であると思って、敬服しております。ただし、護岸内の植生だけで霞ヶ浦をきれいにするには及ばないと思います。水質を浄化する方策を含めてお進めいただきたいと思います。

【城之内委員】

筑波市で山林を所有しております、ことしの猛暑にもかかわらず、水がチョロチョロと出ている。その水が桜川から霞ヶ浦に注いでいる。そういう水循環のことについて役に立てればというわけで出席しました。

【鈴木委員】

私、湖岸の植物にとっても興味がありまして、もう20年も、30年も前から、ただ見るだけ、見ていたのですけれども、湖岸の植物が一番なくなった原因というのは、堤防の護岸工

事するときなんかは、植物をみんな昔は捨てていたのですよね。1994年ぐらいのときも、大きくみんな、工事するときには抜いて、まとめて、工事屋さんが全部捨てていたと思います。そのころは、霞ヶ浦に対して、植物というようなものはほとんど水質とかそういったあれに対して全然あれがなかったのです。最近は何らか変わってきて、湖岸再生とか、そういったあれがうたわれるようになってきたのですが、今回のあれも、こういう法律ができました、そういったお仕着せ、そのためじゃなく、この際、皆さんで一生懸命そういうあれを協議して、また新しい再生につながっていくことを希望します。

【高野委員】

対象地区に比較的近いところに住んでいまして、子供のころ、釣りをして遊んだ場所です。その場所の再生に少しでも協力できるようなことがあればと思って参加いたしました。よろしくお願いいたします。

【高橋委員】

生まれは昭和34年でありまして、ある意味では、霞ヶ浦で湖水浴ができた、ほぼ最後の世代ということになります。そういう意味でも、私の人間形成の上で水辺という環境は私にとって非常に大きな役割を果たしたというふうに感じておりまして、今回、このような協議会がありましたので、人間形成の上で大きな役割を果たしてくれた水辺というものに対する、霞ヶ浦というものに対する感謝の意味を込めまして、何か貢献できないかという思いから応募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【高村委員】

高橋さんよりも、今、聞いたら、年は上です。それで、ここで生まれていたら、きっときれいな霞ヶ浦で泳げたのかもしれないなと思って。

実は1979年に来て、もう25年、つくば市に住んでいるんですけども、79年からずっとプランクトンを見ていまして、なかなか霞ヶ浦の環境をよくすることは難しいし、それをまた理解することも、因果関係がいろいろ複雑で、いろんなことを霞ヶ浦に課してきているので、非常に難しいというふうに思います。ですから、何か霞ヶ浦で事業をしたときの評価をするという様なことがなかなかはっきりと出てこないために、その事業がよかったのか悪かったのかということがわからないまま、次に進まなくてはいけないというふうなことが、やっぱり難しいなとか、そういうふうなことを考えています。ぜひ、今回、事業をやるに当たって評価をきっちりして行って、次の前進につながるようなことになることを希望いたします。

【滝委員】

今回の応募の動機としましては、私も幼少のころ、地元、この事業の沖宿地区によく湖水浴に行って、そのときには浜辺もあって、水もきれいで、水に入って、砂土をかきまぜると貝が出てくる。そういうたくさんいい思い出があるのですが、今はどうかといいますと、太っているものですから、よく湖畔を散歩するのですけれども、そのときに、やっぱり水が汚い。もっとひどいのは、やはりゴミ。プラスチック製だとか、それから自転車だとか、しまいにはバイクなんかも捨ててある。そういったことで、国民性なのか、もしくは汚いところだから汚いものを捨ててもいいのかというような、そういった環境の中で、できれば自分の原風景、こういったものを少しでも取り戻したい。そのために私には何ができるのか、そういったことを動機にして、今回、参加させていただきました。

どういうことが取り組めるのかということなんですけど、まず汚いものを出さない。これは、自分自身も戒めるし、また周囲にもそういったものを広げていきたい。それから、もう一つは、自然には当然、自浄能力というものがあろうかと思うのですが、こういった自浄能力を最大限に発揮できるような、そういったものにも取り組んでいきたいな。そういった気持ちで今後やっていきたいと思しますので、ひとつよろしく願いをいたします。

【沼澤委員】

先ほどの高村さんのお話のように、霞ヶ浦にかかわっている方々のご意見を、最近、いろいろ聞きますと、霞ヶ浦の再生は非常に難しい、水質面においても、生物生態系においても難しいということで、何か閉塞感というか、壁にぶつかったというような印象を持っている方がどうも多いようなんですね。私も5～6年前、そういう気がいたしまして、これは霞ヶ浦のように全体が人工化された、沿岸帯が人工化された湖だけを見ていたのでは、突破口が開けないと思ひまして、自費でフィリピンのラグーナ湖、タイのソクラー湖、それから専修大学の平井先生の著書にも啓発されまして、北海道のオホーツク沿岸のサロマ湖初め、あそこの湖沼群を見てきたりしました。そうすると、やはり自然湖岸が残っている湖というのは景観がすばらしいですね。漁獲も非常に多いです。それから、子供たちも泳いだりジミとりをしたりしているわけなんですよ。そういう自然湖岸が残った、自然の沿岸帯が残った湖を見てきた経験を、この自然再生協議会の中で生かしたいと思っております。よくお願いします。

【浜田越子委員】

霞ヶ浦を目の前にして生活しているものですから、住民として義務感から参加させてい

ただきましたが、このところ、台風で霞ヶ浦が荒れ、その波しぶきが堤防を越えて打ち寄せてくるのを見まして、非常に危機感を抱きました。幸い、我が家の前はヨシ原とかヤナギとかが生えていまして、その波しぶきはやってこないぐらい穏やかだったんですけれども、その植物のあるなしで湖の様相が全く変わることを学びました。住民として自然の再生事業を見守るとともに、参加してここで学んでいきたいと思います。よろしくお願ひします。

【浜田忠良委員】

第一漁業組合の組合長さん、うちの方もおいでになっていますが、毎年、9億ぐらいのワカサギの人工孵化を目安にやっているんですが、ミジンコがないんですね。コンクリートではミジンコは生まれなさそうでございますので、その辺を、魚も、水もきれいにしたいと思いますので、一生懸命勉強したいと思います。

それから、私のすぐ裏、直線で100mぐらいの上に霞ヶ浦環境センターができますので、近くへおいでになったときはお寄りくださいますよう、お願いいたします。

【宮本委員】

霞ヶ浦町で産湯を使って、若いときは東京にもいきましたけど、昔は確かに魚がとれ過ぎるほどとれたんです。それはやっぱりそれなりの条件があったと思います。それと、やっぱり植物、マコモやヨシなんかは、昔は必要だったので刈り取った。しかし、今は必要としない。そういうもろもろ悪い条件があると思います。しかし、それなりに自然界の微生物に意図的に取り組めば、既に広島県の方ではそれでうまい海苔ができています。とにかくそういう自然界の善玉菌を上手に利用すれば、既に水がきれいになっているところがあるんです。ですから、そういう方向づけでいけば浄化されることは可能だと思います。簡単で済みません。

【村本委員】

霞ヶ浦町の村本と申します。私、東京から30年前に霞ヶ浦町に引っ越してきたのですが、けれども、私、30年前には霞ヶ浦という湖に余り興味がなかったのですが、最近、霞ヶ浦の周辺を歩くようになりまして、今、眺めているところです。いずれにしましても、すてきな砂浜と水浴場の再生ができればなというふうに思いまして参加させていただきました。よろしくお願ひします。

【安田委員】

現在、卒業研究で、再生事業が行われた西浦石川地区をフィールドに、自然再生事業が底生動物にどのような影響を及ぼすかということを中心に研究を行っております。今回、その研究が少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山根委員】

田村・沖宿地区が含まれます上大津地区の中に住んでおります。ちょうど台地の上の方になります。私、そこに住んでもう27年になりますけれども、そもそもそこに住まうようになったきっかけが、ここの該当地区にあります上大津東小学校というところに奉職したということなんです。そのとき、5年生を持ったんですけれども、その方たちがもう30代後半で、そのお子さんがもう中学生というように、時が過ぎるのは早いなと思っております。で、ここの地区の皆さんを含めて、いろいろなことを意見交流し、何か再生する事業が実現していくことにかかわれることをすごく幸せなことだと思っております。そういう意見の交流がどんなふうに展開していくのかなということに関心があります。よろしくお願いいたします。

【山本委員】

霞ヶ浦町に、現在、住んでおります。私は、約60年前、うちの兄が航空隊におりましたもので、小学校上がる前に霞ヶ浦を知っております。そのときに、食料難のときに食べたワカサギの天ぷらが非常においしかったということと、湖が非常にきれいであったということ。

その縁がありまして、霞ヶ浦に現在呼ばれまして住んでいるわけなんですけど、湖岸の良質な環境づくりに不可欠な植生の促進、保護のためには、植生された植物が正常に生育できる環境を整えることが重要であります。湖中水の透明度を悪くしている比重の軽い湖底の汚泥ですね、この汚泥は湖底に定着することなく、少しの衝撃でも湖の中を浮遊しております。SSと申します。これを除去したいということですね。

このために私は今、一生懸命1日置きに湖に行って、水を採ってはやっているんですけども、非常に水はきれいですね。これが、SSが、浮遊物が沈殿したときの水なんです。これは西側中岸の15.5kmのところの採った水です。ですから、決して悲観することなく、要するに、持続的にコツコツと前向きにやっていけば、どうにか水は浄化されるという期待を持って参加させていただいております。よろしくどうぞお願いします。

【吉田明子委員】

私は田村町に住む40代の主婦です。今回は、霞ヶ浦の自然再生がテーマだったので、

応募させていただきました。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田幸二委員】

霞ヶ浦で魚釣りをしています、大変楽しい思いをしていますので、何か恩返しができないかと思ひまして、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【吉田智行委員】

今回の霞ヶ浦の自然再生をテーマにした協議会の設立に、地元の住民として感謝します。霞ヶ浦の自然再生を考えながら、治水事業の重要性を感じます。自然の景観や環境を守りながら、安全で安心できる治水事業をこの協議会で勉強していきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【和田委員】

阿見町に住んでいます。47歳です。私も小学生のころ、浮島の方で湖水浴をやりました。湖水浴をやりながらシジミをとっていました。無尽蔵にとれていました。そういう霞ヶ浦に戻したい気持ちでいっぱいなんです。なかなか頭は賢くありませんが、体力だけはあると思ひますので、頑張ってやりたいと思ひます。ふだんはサラリーマンをやっていますので、申しわけないんですが、土・日しか参加ができませんが、頑張って協力したいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【荒尾委員】

日本雁を保護する会と申しますのは、任意団体でございます、本部が宮城県でございます。宮城県で呉地正行さんという方が会長です。で、現在、雁を保護するという運動を10年以上続けておられて、雁とか白鳥とか、そういった渡り鳥を全国的に回復させようという運動が主体で、私は東京地区のメンバーでございます。今、伊豆沼とか蕪栗沼、宮城県で自然再生事業として田んぼの冬期湛水等を行政に提唱しながら、いろいろと参加させていただいている立場でございます。

霞ヶ浦に関しまして、かつて日本最大の渡り鳥の越冬地で、利根川の下流域及び霞ヶ浦周辺で150万羽いたといわれておりますが、現在、確認されているのは10万羽を切っております。やはりこの30年という一つの、今、これだけ霞ヶ浦も汚濁というか、そういうことになって、渡り鳥から見ますと非常に行きにくいということで立ち寄らないわけでございますが、やはり30年かかったものは30年というスパンをかけて、昔の人と生き物が共

生できる、そういった地域を再生する。自然再生というのは、やはり地域再生と結びついていると考えておりました、そういう意味において、全国的な規模で、今、100名ぐらいのメンバーがおりますが、皆さんと一緒になりまして、この地域を何としてでも昔の状態にある面に戻していくにはどうしたらいいか、というようなことについてお互いに研究させていただけたらと思っております。

(7) 連絡事項

6. 閉会

以上